

岐阜県民生委員定数条例の一部を改正する条例について

岐阜県民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年九月十八日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県民生委員定数条例の一部を改正する条例

岐阜県民生委員定数条例（平成二十六年岐阜県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表大垣市の項中「三五七人」を「三五九人」に改め、同表高山市の項中「二二五人」を「二二七人」に改め、同表多治見市の項中「二一〇人」を「二〇九人」に改め、同表関市の項中「一九九人」を「二〇一人」に改め、同表美濃市の項中「六〇人」を「六一人」に改め、同表恵那市の項中「一四二人」を「一四四人」に改め、同表瑞穂市の項中「七七人」を「八二人」に改め、同表岐南町の項中「四七人」を「五一人」に改め、同表笠松町の項中「四九人」を「五五人」に改め、同表池田町の項中「四〇人」を「四七人」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

提 案 説 明

民生委員の定数を変更するため、この条例を定めようとする。